

【公表】

整理番号	53
契約番号	6農振財契第880号
件名	パイプハウスの購入
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
納入場所	東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎 上圃場内
概要	ウド栽培用パイプハウス 1式 (詳細は別紙仕様書のとおり)
納入期限	令和7年3月14日(金)
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和6年11月25日(月) 午前10時00分(入札期間は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和6年10月29日(火)午前10時から令和6年11月6日(水)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和5・6年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター 園芸技術科 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-1394

仕 様 書

1. 件 名 パイプハウスの購入

2. 納入場所 東京都立川市富士見町3-8-1
公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎
上圃場内（別紙1）

3. 納入期限 令和7年3月14日

4. 品名・数量 ウド栽培用パイプハウス 1式

5. 規格・性能・仕様

- (1) 大きさ・形状：間口5.4m×奥行12.15m（65.6㎡）、軒高さ1.6m以上とすること
アーチ型（蒲鉾型）・直足式
- (2) 被覆フィルム：長期展張用農P0フィルム 厚さ0.15mm 遮光率99% 全展張
（白白コート5同等品）。
- (3) 内張カーテン：手動式SHフィルム4枚張り
天井1層・側面巻き上げ・妻スライドに被覆資材（遮光率99.9%、熱貫流率係数2.7W/㎡・℃
エナジーキーパーEK-WF同等品）を展張
- (4) 出入り口：両開きスライド式、開口部幅1m（片側）、高さ1.8m程度、北1面に設置。
- (5) 主管：φ25mm×1mm以上の骨材を用い、十分な耐候性を確保すること。
骨材の間隔は45cmとする。
- (6) 設置場所については、担当者と協議し、所定の場所に設置すること。
- (7) 設置方法：手順：パイプハウス設置前に、財団が提供する断熱システム（商品名：アグリハウス）
（別紙2）の埋設（堀削して600mmの深さに、発砲躯体パーツをロの字（縦5.4m・横12.1m）に
組み立てて埋設）を行う。断熱システムを埋設後に、断熱システムの外側にパイプハウスを設置す
ること。手順等については、担当者と協議し、適切に設置すること。棟方向は南北とする。
- (8) 発生材の扱い：納品に伴う梱包材等は適切に処分すること。

6. 支払方法 納品完了後、適正な請求書を受領した日から30日以内に支払う。

7. その他

- (1) 納入場所までの輸送費、設置、発生材処理、調整費用は契約額に含めること。
- (2) 搬入・設置日を担当者に連絡した上で納品すること。
- (3) 本契約の履行にあたり、受託者と財団と断熱システム製造販売メーカーの3者で、秘密保持契
約（別紙3）を締結すること。
- (4) 環境により良い自動車利用について
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。
① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のデ

ィーゼル車規制に適合する自動車であること。

- ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- （5）暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。
（6）東京都グリーン購入推進方針（別紙4）に配慮すること。
（7）本仕様の解釈について疑義が生じた場合は財団と協議して決定する。

8. 連絡先

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

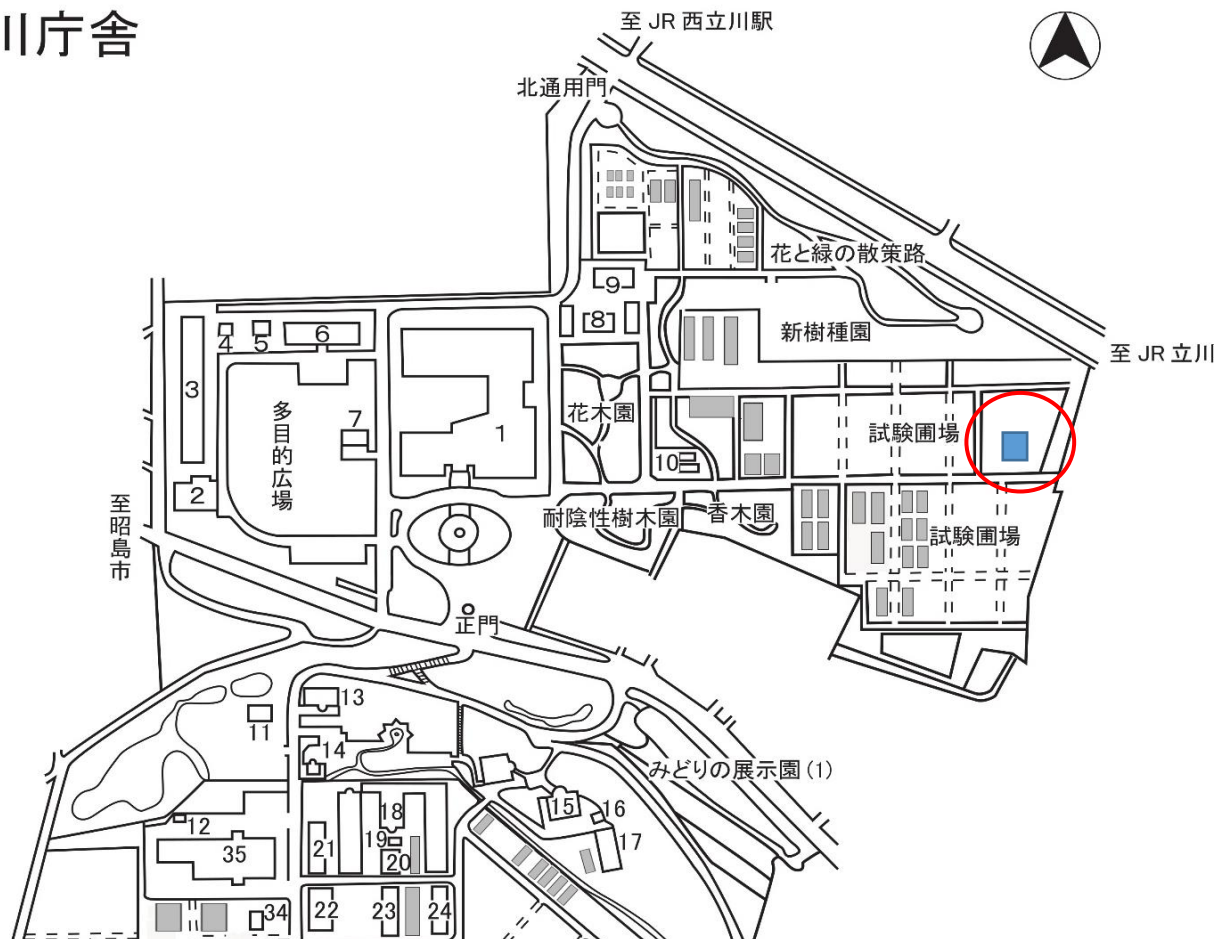
公益財団法人 東京都農林水産振興財団

農林総合研究センター 園芸技術科

TEL: 042-528-1394

件名：パイプハウスの購入

立川庁舎



EPS

EPSは発泡スチロール(Expanded Poly-Styrene)の略称です。

**特許
取得済**

**意匠
登録済**

**商標
登録済**

ハウス栽培 地中断熱システム

EPS アグリハウス

寒冷期のハウス栽培の生産性向上と、

省エネを提案します!!

地温を
確保したい

暖房コスト
を下げたい

生育の
促進をしたい



EPS アグリハウスにお任せください!

L 形状で土からの
浮き上がりを防止!



※写真は北海道での実験の様子

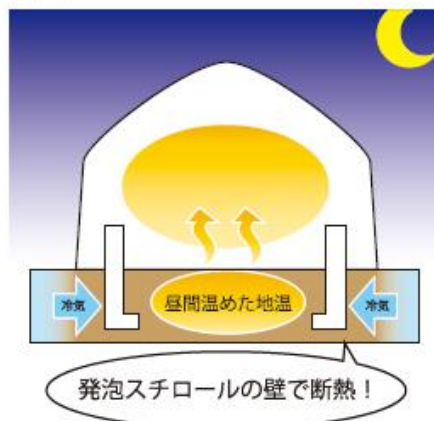
EPSの保温効果で地温を維持！

発泡スチロールは、
省プラスチック
トーホー工業株式会社

ハウス内の土中に発泡スチロールを設置することで、外部の冷えた地熱を侵入させません。夜間の暖房稼働時間が短くなり、暖房費が削減でき省エネです。



2015年12月28日大阪府立環境農林水産総合研究所 実験の様子

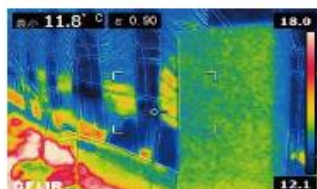


作物の生育促進に効果あり！

発泡スチロールが太陽の光を反射し、端のうねまでまんべんなく温度を保ちます。ハウスと地面の隙間風が、直接作物に当たらないので、生育が良くなります。

草丈約 **7%アップ!**

*大阪府立環境農林水産総合研究所 研究成果報告書より



ハウスに設置した発泡スチロールをサーモグラフィで撮影した。発泡スチロールの周りの温度が高いことがわかる。

ハウスサイズや地域、環境、外気温などによって仕様を変更できます。お気軽にご相談ください。

問い合わせ先

toho トーホー工業株式会社
TOHO INDUSTRIES CO.,LTD.

【事業開発部】

住所：〒581-0066 大阪府八尾市北亀井町1-5-20

TEL：☎ 0120-707-226

(平日 9:00 ~ 17:00)

H P : <http://www.toho-eps.com>

トーホー工業 検索

秘密保持契約書

公益財団法人東京都農林水産振興財団農林総合研究センター（以下「甲」という。）、トーヨー工業株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社●●（以下「丙」という。）は、以下のとおり、秘密保持契約（以下「本件契約」という。）を締結する。

第1条 目的

本件契約は、甲、乙及び丙が江戸東京野菜生産技術向上対策に関する試験研究を目的（以下「本件目的」という。）として、甲乙丙間に相互に開示される情報の秘密保持について定めるものである。なお、本件契約において、秘密情報の開示者を「開示当事者」、秘密情報の開示を受けた者を「受領当事者」という。

第2条 秘密情報

1. 秘密情報とは、開示当事者が受領当事者に対して開示する技術上・営業上の一切の有益な情報であって、秘密情報である旨を明示した情報をいう。なお、秘密情報である旨を明示する方法としては、文書・書面・電子媒体等の有体物の場合には、当該有体物に秘密である旨の表示を付し、無体物である場合には、開示の際に、秘密情報である旨を表示し、かつその後7日以内に当該秘密情報の概要を特定した書面を受領当事者に交付する方法によるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示当事者から開示される時に既に公知であったもの、または開示後に受領当事者の責めに帰さない事由により公知となったもの
 - (2) 開示当事者から開示される以前から保有していたもの
 - (3) 正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手したもの
 - (4) 開示当事者から開示された機密情報によらず、独自に開発しまたは知りえたものの

第3条 秘密保持

1. 受領当事者は、開示当事者の事前の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を、自己以外の第三者（開示当事者以外の本件契約当事者を含む。）に開示または漏洩してはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、受領当事者は、法令または裁判所や監督官庁等の公的機関により秘密情報の開示を命じられた場合には、命じられた範囲で秘密情報を、公表または開示することができる。

第4条 開示の範囲

受領当事者は、本件目的のために必要な範囲においてのみ、受領当事者の役職員、及び、受領当事者が依頼する弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザー（ただし、法律上または契約上秘密保持義務を負うものに限る。）に対して、秘密情報を開示することができる。

第5条 使用目的

受領当事者は、開示当事者から受領した秘密情報について、本件目的のためにのみ使用し、その他の目的のために使用してはならない。

第6条 情報の返却

受領当事者は、開示当事者からの要請があった場合、受領当事者及び受領当事者から本件契約に基づいて開示を受けた第三者が保有する秘密情報を、速やかに返還または破棄する。なお、秘密情報を含む二次的資料も同様とする。

第7条 損害賠償

本件契約に関して、本件契約の当事者が、相手方に対し損害を与えた場合、当該当事者は、当該相手方に対し、逸失利益その他の損害を含め、一切の損害（直接損害、間接損害、逸失利益及び弁護士費用等紛争解決費用を含む。）の賠償を請求することができる。

第8条 有効期間

本件契約の有効期間は、契約締結日の翌日から起算して1年間とする。

第9条 反社会的勢力等の排除

1. 両当事者は、本件契約締結時現在において、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ・特殊知能暴力集団・暴力団員でなくなってから5年を経過していない者等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと、及び、次の各号の關係に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたって該当しないことを確約する。
 - (1) 反社会的勢力等によって、その經營を支配される關係
 - (2) 反社会的勢力等が、その經營に實質的に関与している關係
 - (3) 自社もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力等を利用している關係
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供する等の關係
 - (5) 役員等の反社会的勢力等との社会的に非難されるべき關係
2. 両当事者は、自ら、その役員等または第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを誓約する。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方当事者の信用を毀損し、または相手方当事者の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. いずれかの当事者において、上記二項のいずれかに違反した場合、相手方当事者は、催告なしで本件契約をただちに解除できるものとする。
4. 本条の規定により本件契約が解除された場合には、解除された当事者は、解除により生じる損害について、解除した当事者に対し一切の請求を行わない。

第10条 協議

本件契約に関し、当事者間に紛争が生じた場合には、甲、乙及び丙は誠実に協議し、解決に努めるものとする。

第11条 専属的合意管轄

本件契約に関連して生じる一切の紛争については、甲、乙及び丙の本社所在地の裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本件契約の成立を証するため、本書 3 通を作成し、記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 ●月●日

甲：（住所）東京都立川市富士見町 3-8-1

公益財団法人東京都農林水産振興財団
農林総合研究センター

所長 濱松 潮香 ㊟

乙：（住所）大阪市中央区南本町 2-2-9 辰野南本町ビル 9 階

トーヨー工業株式会社
代表取締役 近藤 大輔 ㊟

丙：（住所）

株式会社●●
代表取締役 ㊟

東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<サービス提供時の環境配慮>

- ⑭ 省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮ サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

<その他の環境配慮>

- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの